

山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、世界文化遺産「富士山」の適切な保存管理を行うため、別表1に掲げる市町村が世界文化遺産構成資産、緩衝地帯及び保全管理区域に該当する区域において実施する世界文化遺産景観形成支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「世界文化遺産景観形成支援事業」とは、世界文化遺産「富士山」の適切な保存管理に資する景観形成の取り組みを支援する事業をいい、「市町村事業」とは、市町村に帰属する物件等の修景等に係る事業を、「住民事業」とは、住民所有の物件等の修景等に係る事業を、「屋外広告物事業」とは、屋外広告物の改善に係る事業をいう。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等)

第3条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率等は、次の表に定めるところによる。

区分	補助対象経費	補助率等
市町村事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の修景、緑化及びモニュメントの設置 ・ 景観に配慮した公共サインの整備 ・ 景観を楽しむための広場や休憩施設等の整備 ・ 景観阻害物件の除却 ・ 修景計画策定に必要な調査、デザイン設計等の委託業務 ・ その他良好な景観形成に資すると認められる事業 	<p>補助率：補助対象経費の1/2以内 限度額：1地区 200万円以内</p>
住民事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物及び工作物の外観修景又は除却 ・ 栈橋の統合、外観修景又は除却及び発券所等の外観修景又は除却 ・ 許可基準に合致している自家用屋外広告物の除却、屋外広告物ガイドラインに沿った外観修景 ・ 景観阻害物件の除却 ・ 堆積物件の外観修景又は除却 ・ 生垣の設置 ・ その他良好な景観形成に資すると認められる事業 	<p>補助率：市町村が補助する額の1/2以内 （但し、補助対象経費の2/5を上限）</p> <p>*街なみ環境整備事業等他の制度を活用した事業に対して補助を行う場合、市町村が他の制度の負担分に上乗せして補助する額の1/2以内とする（但し住民負担は補助対象経費の1/5以上）。</p> <p>限度額：1件 160万円以内</p> <p>*山梨県景観形成モデル事業費補助金を交付された事業に対して当該補助金により補助を行う場合の限度額は、山梨県景観形成モデル事業費補助金の交付額を除いた額とする。</p>

屋 外 広 告 物 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・許可基準に合致している自家用広告物以外の屋外広告物の除却、屋外広告物ガイドラインに沿った外観修景 ・規制地区指定等に伴い許可基準に合わなくなった屋外広告物の除却、屋外広告物ガイドラインに沿った外観修景又は集約化 	補助率：市町村が補助する額の1/2以内 （但し、補助対象経費の2/5を上限） 限度額：1件160万円以内
---------------------------------	---	--

（補助金交付申請書及び提出期限）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を事業に着手する日の20日前までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を当該市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとし、第3条に規定するすべての事業に適用する。

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、交付決定された補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の増減又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- （2）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告書の様式及び提出期限）

第7条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （1）写真の写し（施工前及び完了が確認できるもの）
- （2）補助事業が完了したことがわかる書類
- （3）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法及び交付時期）

第8条 補助金は、精算払とする。

2 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受領した場合には、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第5号）によりその旨を市町村長に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた市町村が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 市町村が住民に対する補助を取り消したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に市町村に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

第11条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理により、補助金の交付の目的に従って、適切な運用を図るとともに、住民事業及び屋外広告物事業（以下「住民実施事業」という。）についても住民が善良な管理により、補助金の交付の目的に従って、適切な運用を図るよう促さなければならない。

2 市町村長は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過しない間（以下「財産処分制限期間」という。）に、補助事業により取得した財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、知事に協議し、承認を受けなければならない。

3 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認（様式第7号）を受けなければならない。

4 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、これにより取得した財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

5 前3項の規定は、住民実施事業について準用する。この場合において、「市町村長」とあるのは「住民実施事業を行う者」と、第4項中「第2項の承認」とあるのは「第5項で準用する第2項の承認」と読み替えるものとし、第3項の規定により財産処分承認申請書（様式第6号）を提出する際は、市町村を経由するものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税相当額の取扱い)

第13条 市町村長は、住民実施事業について、第4条の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、第1項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 市町村長は、第7条の規定により実績報告を行うに当たり、住民実施事業に対する補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 5 市町村長は、補助事業完了後、申告により、住民実施事業に対する補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、税額確定報告書（様式第8号）により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1

市町村名
富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

様式第1号

第 年 月 日
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり

※ 現況写真等添付

別紙 1

事業計画（報告）及び収支予算（精算）書

1 事業の内容

市町村名		区分	
補助対象事業の内容（記載しきれない場合は、別紙とする。）			

2 経費の配分

(単位：千円)

補助対象事業の種別	県補助金	市町村費	その他	住民負担	合計
市町村の行う修景事業					
住民の行なう修景事業					
住民の行なう修景事業(国等補助事業活用の場合)					
合計					

3 収入

(単位：千円)

科目	予算額	(精算額)	(比較増減)
県補助金			
市町村費			
その他			
住民負担			
合計			

4 支出

(単位：千円)

科目	予算額	(精算額)	(比較増減)	備考
工事請負費				
委託料				
合計				

市町村長 殿

山梨県知事名 印

平成 年度山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

なお、事業の執行にあたっては、山梨県補助金等交付規則及び山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守してください。

1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった 事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 市町村が住民に対する補助を取り消したとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づく命令に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成 年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業について、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を報告します。

- 1 事業報告書 別紙のとおり
- 2 支出証拠書類（写し）
*完成写真等添付
- 3 補助金の振込口座

様式第5号

第 年 月 日
号

市町村長 殿

山梨県知事名 印

平成 年度山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金については、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり確定したので通知します。

補助対象事業費 円

確定した補助金の額 円

山梨県知事 殿

住 所

市町村長 印

財産等処分申請書

平成 年度山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金により取得した財産等を、次のとおり処分したいので、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金の交付要綱第11条第3項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする成果の内容
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

市町村長 殿

山梨県知事名 印

財産等処分承認書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった財産等処分申請について、次のとおり承認したので通知します。

- 1 処分しようとする成果の内容
- 2 処分の内容
- 3 処分承認年月日
- 4 その他

山梨県知事

殿

市町村長名

印

平成 年度山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日に交付のあった山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金について、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、山梨県世界文化遺産景観形成支援事業費補助金交付要綱第13条第5項の規定により、その内容を報告します。

1 交付額 円

2 交付額のうち消費税等仕入控除税額 円